

熊本市都市再生特別措置法施行規則に基づく特定路外駐車場の設置の届出に
関する規則

都市再生特別措置法施行規則（平成14年国土交通省令第66号）第21条の3第
2項第2号に規定する平面図には、同号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を表示
しなければならない。

- (1) 特定路外駐車場の付近の道路並びにその道路内の駐車場法施行令（昭和32
年政令第340号）第7条第1項第1号イからニまでに掲げる道路の部分及び橋
- (2) 特定路外駐車場の出口及び入口以外の部分から自動車の出入りができない構
造とするために設ける工作物

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。